

第四三回

参第一七号

清掃法の一部を改正する法律（案）

清掃法（昭和二十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び犬」を「、犬」に改め、「死体」の下に「及び政令で定めるその他のもの」を加える。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条中「特別清掃地域内の」を削る。

第六条の見出し中「処分」を「収集及び処分等」に改め、同条第一項中「特別清掃地域内」を「政令で定める基準に従い、当該市町村の区域内」に、「、一定の計画に従つて収集し、これを処分」を「収集し、及び処分し、並びに当該市町村の区域内の屎尿浄化槽を掃除」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「特別清掃地域内の」を削り、「各別の容器」を「各別に前項の規定により配置された容器」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を次のように改める。

2 前項の基準は、汚物により環境衛生上の支障が生ずることのないように定期的に収集が行なわれ、かつ、収集、処分及び掃除が衛生的に行なわれるように定められなければならない。

3 市町村は、政令の定めるところにより、原則として各戸に、汚物収集のための容器を配置しなければならない。

第七条第一項中「厚生省令の定めるところにより、特別清掃地域において」を削り、「その他の事由により多量の汚物」を「政令で定める量以上の汚物（ふん尿及び屎尿浄化槽内の汚物を除く。）」に改め、「占有者に対し」の下に「、政令の定めるところにより」を加える。

第八条第一項及び第九条中「特別清掃地域内の」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一号中「特別清掃地域若しくは季節的清掃地域又はこれらの」を「第二十一条の規定により指定された区域以外の地域又は当該」に改める。

第十二条第一項中「特別清掃地域又は季節的清掃地域においては、」を削り、同条第二項中「特別清掃地域又は季節的清掃地域において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（水洗便所等に係る補助）

第十二条の二 市町村は、水洗便所を設け、若しくはくみ取便所を水洗便所に改造し、又は屎尿浄化槽を設ける者に対し、その設置又は改造に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、政令の定めるところにより、前項の補助をした市町村に対し、当該補助に要し

た経費の二分の一を補助するものとする。

第十五条を次のように改める。

(汚物処分等の委託の禁止)

第十五条 市町村は、汚物の収集、運搬若しくは処分又は^し尿^そ尿^う浄化^じ槽^{そう}の掃除に関する業務を他の者に委託して行なわせてはならない。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定による委託をする場合は、この限りでない。

第十八条各号列記以外の部分中「左に掲げる費用の一部を補助することができる。」を「左の各号に掲げる経費を補助するものとする。」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 ^し尿^そ尿^う消化^じ槽^{そう}、ごみ焼却場その他の汚物処理施設の設置に要する経費(土地の取得に要する経費を含む。)については、その十分の五
- 二 汚物の収集又は運搬のための容器(第六条第三項に規定する容器を含む。)、船舶又は車両の購入に要する経費については、その十分の五
- 三 政令で定める程度の災害により特に必要となつた清掃を行なうために要する経費については、その十分の五から十分の九まで
- 四 第一号又は第二号に掲げる施設又は設備の災害復旧に要する経費については、その十分の五から十分の九まで

第二十条を次のように改める。

(手数料等)

第二十条 市町村は、手数料その他汚物の収集若しくは処分又は^し尿^そ尿^う浄化^じ槽^{そう}の掃除に対するいかなる対価も徴収してはならない。ただし、土地又は建物の占有者が業務上生じさせた政令で定める量以上の汚物(ふん尿及び^し尿^そ尿^う浄化^じ槽^{そう}内の汚物を除く。)を収集し、又は処分する場合において、条例の定めるところにより手数料を徴収することは、この限りでない。

第二十一条を次のように改める。

(指定区域に関する特例)

第二十一条 第六条から第八条まで及び第十二条の規定は、人口密度その他の諸事情を勘案して政令で定める基準に従い、都道府県知事が指定する区域については、適用しない。
2 都道府県知事は、季節的に多数人が集まる地域であつて一年のうち一定の期間は前項に掲げる規定を適用する必要がないと認められるものについては、期間を定めて、同項の区域の指定をすることができる。

第二十二条に見出しとして「(罰則)」を加える。

第二十三条中「及び第十条第二項」及び「(第十条第二項の規定により準用される場合を含む。)」を削る。

第二十六条中「第二十一条」を「第二十二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(従前の特別清掃地域以外の地域に対する新法の適用)

2 この法律の施行の際現に改正前の清掃法 (以下「旧法」という。) 第四条に規定する特別清掃地域でない地域については、昭和三十九年三月三十一日までの間は、改正後の清掃法 (以下「新法」という。) 第六条から第八条まで及び第十二条の規定は、適用しない。

(容器の配置についての経過措置)

3 市町村 (特別区の存する区域にあつては、都) は、新法第六条第三項の規定にかかわらず、昭和三十九年三月三十一日までの間は、同項に規定する容器を配置することを要しない。

(汚物取扱業に関する経過措置)

4 この法律の施行の日の前日において、旧法第十五条第一項の許可を受けている者があるときは、当該許可に係る市町村 (特別区の存する区域にあつては、都) は、当該許可を受けた者が汚物の収集 (屎尿浄化槽の掃除を含む。) を行なうことができる区域に限り、新法第十五条本文の規定にかかわらず、保健所を設置する市 (特別区の存する区域に係る都を含む。) にあつては昭和四十一年三月三十一日まで、その他の市及び町村にあつては昭和四十三年三月三十一日までは、他の者に委託して汚物の収集、運搬若しくは処分又は屎尿浄化槽の掃除をさせることができる。

5 前項の委託を受けた者は、当該委託に係る地域について、政令で定める基準に従い、汚物を収集し、運搬し、若しくは処分し、又は屎尿浄化槽を掃除しなければならない。

6 前項の基準については、新法第六条第二項の規定を準用する。

7 附則第四項の委託を受けた者は、市町村 (特別区の存する区域にあつては、都。以下附則第十項において同じ。) から当該委託業務に係る報酬を受けるほか、手数料その他いかなる名義をもつてするを問わず、当該委託業務に関し、土地又は建物の占有者又は管理者から金品を受領してはならない。

8 前項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

9 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

10 市町村は、この法律の施行の際現に旧法第十五条第一項の許可を受けている者に対し、附則第四項の委託をするものとする。この場合における委託は、この法律の施行の日から当該許可に附された期限までについてなされるものとする。

(手数料に関する経過規定)

11 この法律の施行前に行なつた汚物の収集及び処分に関する手数料については、新法第二十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過規定)

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

13 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号中「特別清掃地域内の」を「汚物収集のための容器を配置し、」に、「一定の計画」を「政令で定める基準」に、「特別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に改め、「並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、」を削る。

別表第二第二号(十一)中「特別清掃地域内の」を「汚物収集のための容器を配置し、」に、「一定の計画」を「政令で定める基準」に、「特別清掃地域において」を「政令の定めるところにより」に、「並びに特別清掃地域内及び季節的清掃地域内の必要と認める場所に、」を「必要と認める場所に」に改め、「並びに汚物取扱業の許可に関する事務を行い、」を削る。

別表第三第一号(二十の三)中「特別清掃地域の除外区域」を「指定区域に関する特例の適用される区域」に改める。

別表第四第二号(十四の二)を削る。

理 由

市町村の責任において、全国一律に清掃事業を行なうこととする等清掃事業を抜本的に改善し、あわせて国の清掃事業に関する補助率を引き上げることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、初年度約百六十億円の見込みである。